論点②　高齢者虐待防止措置未実施減算の対象拡大

論点②

■ 令和３年度改定において、原則、全ての介護サービス事業者を対象に高齢者虐待防止措置が義務付けられ、３年間の経過措置を設け、令和６年度より義務化となっている（居宅療養管理指導を除く。）。

■ また、令和６年度改定において、原則、 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとされた。

■ 特定福祉用具販売について、高齢者虐待防止措置は義務化されているが、法令上、報酬の減算ができない規定となっていたこともあり、未実施減算の対象外となっているところ、今般の法改正において、そうした点を踏まえ、所要の改正を行ったところである。

■ 居宅療養管理指導について、高齢者虐待防止措置は努力義務となっており、また、未実施減算の対象外となっている。

■ 特定福祉用具販売については、①研修の実施、②委員会の設置・開催、③指針の整備、④担当者の配置の各措置の実施率はいずれも約90％であり、居宅療養管理指導については、①、②、③の各措置の実施率は約60％程度、④は50％程度の実施率となっている。

■ こうした点を踏まえ、高齢者虐待防止措置を推進するために、どのように考えるか。

対応案

■ 既に高齢者虐待防止措置が義務化されている特定福祉用具販売について、更なる虐待防止の推進を図るため、未実施減算の対象としてはどうか。

■ 居宅療養管理指導については、保険医療機関又は保険薬局の場合は、居宅サービス事業所として、みなし指定がされるなど、そのサービス特性や業務形態を踏まえつつ、高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況も考慮し、未実施減算の対象に加えないこととしてはどうか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.23 より抜粋

１．（６）①　高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

○　全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和６年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.20 より抜粋

特定福祉用具販売における高齢者虐待防止措置に関する体制整備の状況（令和8年度）

○　令和８年度に調査回答のあった特定福祉用具販売（211事業所）のうち、約94％の事業所が年１回以上研修を実施又は年度内実施予定である。同様に、約90％の事業所において、検討委員会、指針の策定、担当者の配置を実施又は年度内実施予定である。

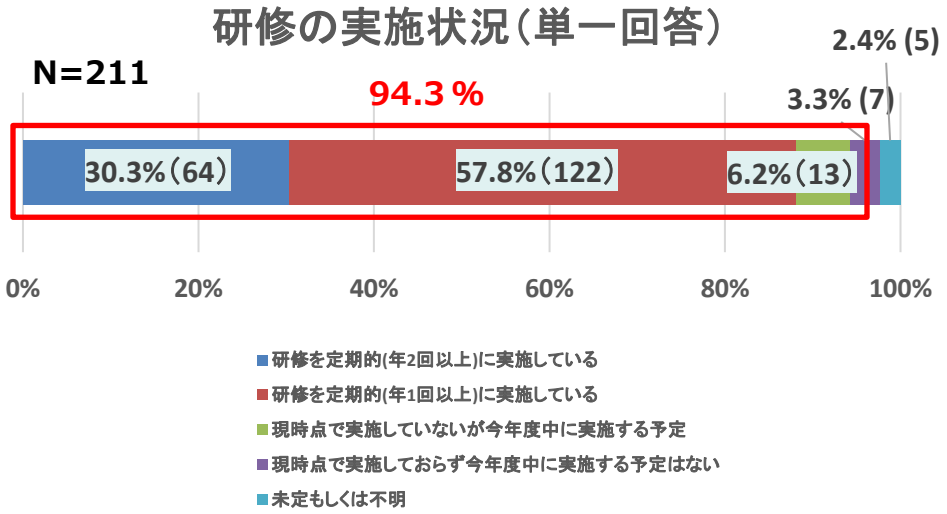

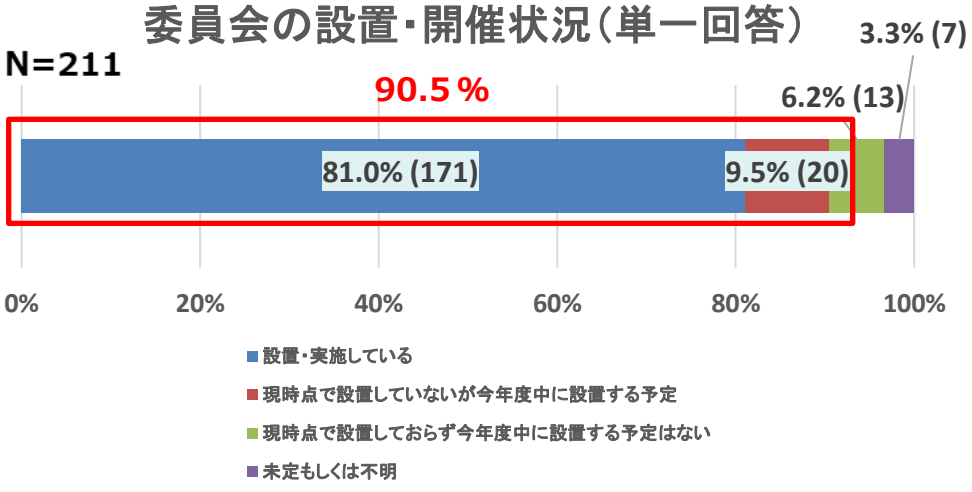

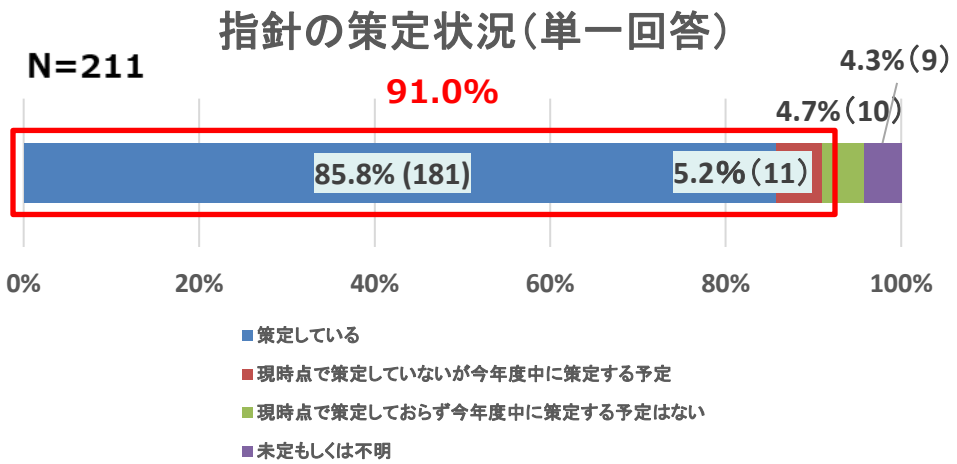

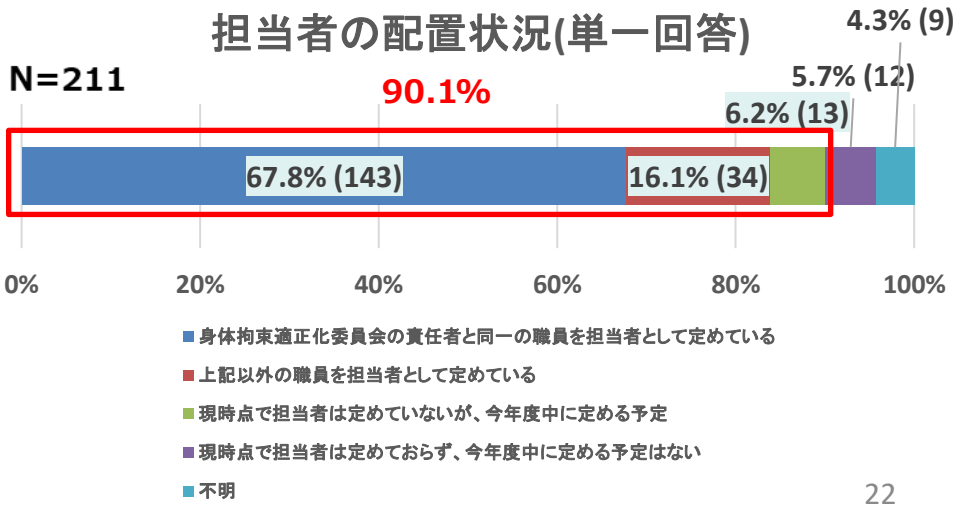

出典：令和８年度老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」(株式会社日本総合研究所)速報値に基づき高齢者支援課で作成

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料3「高齢者虐待の防止/介護現場における安全性の確保、リスクマネジメント」 p.22 より抜粋